

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

新型肺炎感染症関連速報

2021年6月3日 全組合員配布・分会掲示

現場で周知がされていることもあるかと思いますが、ご確認、分会員への周知をお願いいたします。

① ワクチン接種に係るサービスの取扱い 「職専免」

職員の新型コロナウイルスワクチンの接種については、接種しやすい環境を図る観点から、接種等に要する時間（接種を受けるために要する往復時間を含む）について、職務専念義務の免除を承認して差し支えないものとする。（6月1日付通知教総第168号より）

② ワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇 「出勤困難休暇」

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う副反応かどうかにかかわらず、職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難である場合の休暇の取扱いについて」（令和2年3月2日付教総第557号）の1（4）に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。（6月1日付通知教総第169号より）

③ 臨時休校時の非常勤講師等の勤務は 「在宅勤務」 または 「学校で勤務」

・ 授業がなくなっても勤務、給与は保障される

※昨年度、大雪による臨時休校時の対応未周知により、勤務・給与が減ってしまった事例が発生（現在県と協議中）

・ 在宅勤務の場合、通勤手当は発生しない

・ 新型肺炎にかかる休暇等は正規職員と同等

上記①②については、これまで年休で対応していた場合、遡って請求することができることを確認しています。

これまで、高教組本部へは、保健所から指示がありPCR検査を受けた際、「在宅勤務」、「年休対応」だった、子どもの学校が臨時休校になり、子の監護を行う場合「在宅勤務」「家族看護休暇」と言われたなどの相談が届いています。

県教委からはPCR検査については「保健所からの指示」がどのように行われているのか整理中、子どもの学校が臨時休校…については「出勤困難休暇」と確認しています。

感染者発生に伴い現場が混乱し、誤った対応がとられることが危惧されます。トラブルを避けるためにも、あらかじめ管理職へ対応を確認していただきますようお願いいたします。

ご不明な点は高教組本部へ（025-265-4151）